



省エネ大賞
受賞マーク

省エネ大賞受賞マーク使用規定 (平成 16～20 年度受賞機器システム用)

財団法人 省エネルギーセンター
(平成 19 年 4 月 1 日改訂)

- 1) **適用** 本規定は添付図に示す省エネ大賞受賞マークの使用方法について規定する。
- 2) **知的所有権** 本マークに関する著作権、意匠権、商標権、その他一切の知的所有権は財団法人省エネルギーセンターに属する。
- 3) **使用許諾** このマークは、財団法人省エネルギーセンターが「省エネ大賞」受賞企業に対して使用を許諾するもので、その使用料は無料とする。
- 4) **基本デザイン等** 本マークの使用に当たっては拡大及び縮小のみ可能とし、形状、色彩等を変更してはならない。ただし後記の「**使用細則**」に従って単色で使用しても良い。
- 5) **使用方法** 本マークの使用に際しては、後記の「使用細則」に従って「受賞年度(平成表示)」、「受賞制度名称(省エネ大賞)」、「受賞の区分(経済産業大臣賞、資源エネルギー庁長官賞、省エネルギーセンター会長賞)」及び「主催者名(経済産業省※)」を付記するとともに、受賞機器・システム名を明示しなければならない。
- 6) **使用対象** 本マークは、**経済産業省※**が主催する「省エネ大賞」を受賞した製品に限って使用することができる。
- 7) **使用期間** 本マークは「省エネ大賞」の受賞が決定した日(財団法人省エネルギーセンターが発行する「受賞決定通知書」記載された日)以降、受賞製品の販売期間中にわたり使用できる。
- 8) **使用の終了** 受賞企業は「省エネ大賞」受賞製品の販売を停止した場合、機器・システムの名称、型番等を変更した場合、名称、型番等が同じであっても省エネルギー性能等に関わる重大な仕様変更があった場合には、本マークの使用を速やかに終了するものとする。
- 9) **使用の禁止** 財団法人省エネルギーセンターは、下記に該当するような場合には、本マークの使用を禁止することができる。
 - ・ 「省エネ大賞」制度の信用や品位を損なうような事実が受賞製品または受賞企業において生じた場合
 - ・ その他本マークの使用が著しく不相当と認められる事実が受賞製品または受賞企業において生じた場合
 - ・ その他本マークの使用を禁止する格別の事情が財団法人省エネルギーセンターにおいて生じた場合
- 10) **紛争処理** 本マークを使用した製品に苦情等の紛争が生じた場合には、受賞企業が全責任を持って対処するものとする。
- 11) **その他** 上記以外のマーク使用可否等については財団法人省エネルギーセンターが判断するものとし、受賞企業は財団法人省エネルギーセンターの指示に従うものとする。

付) この規定は 2005 年 1 月 13 日より実施する

※注) 平成 17 年度以前受賞分は、財団法人省エネルギーセンター

省エネ大賞受賞マーク使用細則

財団法人 省エネルギーセンター
(平成19年4月1日改訂)

- 1) 使用範囲 本マークは下記の各項に使用できる。
 - ① カタログ、パンフレット等の受賞企業が発行する印刷物
 - ② 雑誌等への投稿記事
 - ③ 新聞等への広告
 - ④ コマーシャルフィルム
 - ⑤ ラベル等による製品への表示
- 2) 基本事項の表示 本マークに付記すべき基本事項である、「受賞年度(平成表示)」、「受賞制度名称(省エネ大賞)」、「受賞の区分(経済産業大臣賞、資源エネルギー庁長官賞、省エネルギーセンター会長賞)」及び「主催者名(経済産業省※)」の書体、配置等については別図1に従わねばならない。ただし装飾、色彩については別図2の例示のように受賞企業がデザインしても良い。
- 3) 併載資料における受賞製品の明示 受賞製品以外の製品を併載しているカタログ、パンフレット等では別図3に例示するように受賞製品の名称、型番等を明記し、購入者の誤解防止に努めなければならない。
- 4) 専用資料における受賞製品の明示 受賞製品のみを記載するカタログ、パンフレット等においては受賞製品名、型番の表記を省略しても良い。ただし本マークは該当製品が省エネ大賞を受賞したことを示すものであるため、受賞企業やその全製品を表彰したような誤解を購入者に与えぬように留意しなければならない。
- 5) 一覧表等における表示 カタログ等で受賞製品とそうでない製品の仕様を一覧表等における識別の場合には、別図4に例示するように表中には簡易標記のマークを用いても良いが、欄外等に同図に例示するような注釈を記載しなければならない。
- 6) 製品への表示 本マークはラベル等により受賞製品自体に表示しても良い。ただし、製品に直接に印刷する場合以外は、別図5に例示するように受賞機器名称、型番を付記し装飾等で全体を囲み、故意または過失による他製品への貼り付けを防止しなければならない。
- 7) 要素製品の受賞表示 製品の一部を構成する要素製品(主要部品)等が「省エネ大賞」を受賞した場合には、別図6に示すように受賞した要素製品の名称、型番を明記するとともに、カタログ等の中にその要素製品の機能を購入者にわかりやすく表示し、製品全体が「省エネ大賞」を受賞したような誤解を与えないように努めなければならない。
- 8) 第三者による表示 受賞企業と異なる企業(共同申請者でない販売会社等)がカタログ等を発行する場合にも別図7に示すように受賞企業を明示すれば本マークを使用しても良い。この場合、受賞企業が責任を以って表示方法等を管理しなければならない。

付) この細則は2005年1月13日より実施する。

※注) 平成17年度以前受賞分は、財団法人省エネルギーセンター



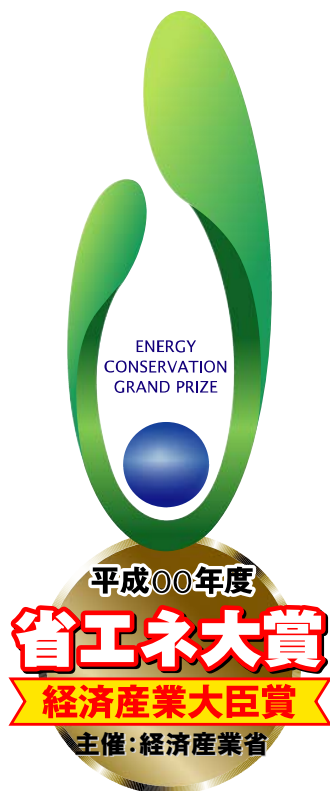
平成 年度
省エネ大賞
経済産業大臣賞

主催：経済産業省

表示項目	表示内容	書体	標準Q数
A 受賞年度	平成表示	ゴシックMB101 B	26Q
B 受賞制度名称	省エネ大賞	ゴシックMB101 U	54Q
C 受賞の区分	経済産業大臣賞 資源エネルギー庁長官賞 省エネルギーセンター会長賞	ゴシックMB101 B	32Q
D 主催団体名	経済産業省	ゴシックMB31	20Q

- ・ 上表はマーク寸法が縦119mm、横45mmの場合を示す。
- ・ マークを拡大・縮小する場合は文字のQ数も原則としてこれに比例させて拡大・縮小させる。
- ・ Q数は、デザイン上の都合によっては、上表の標準よりも10%程度までは小さくても良い。

別図1 基本事項の表示細則



別図2 基本事項表示の装飾例



省エネ型□□□機「□□□」
XYZ-ABC1,XYZ-ABC2


別図3 併載資料における表示例



参考 受賞製品のみを掲載する資料における表示

高効率□□□システム「XYZシリーズ」

型番	能力 g/h	消費電力 W	寸法 cm	価格 円	備考 (注参照)
ABC-D1	100	100	10×20	100,000	
ABC-D2	200	200	20×40	200,000	
ABC-D3	300	300	30×60	300,000	
ABC-D4	400	450	40×80	400,000	
ABC-D5	500	600	60×120	500,000	
ABC-E4	400	450	50×80	450,000	
ABC-E5	500	500	50×100	550,000	
ABC-E6	600	600	50×120	670,000	
ABC-E7	700	750	100×140	800,000	
ABC-E8	800	1000	100×200	1,000,000	

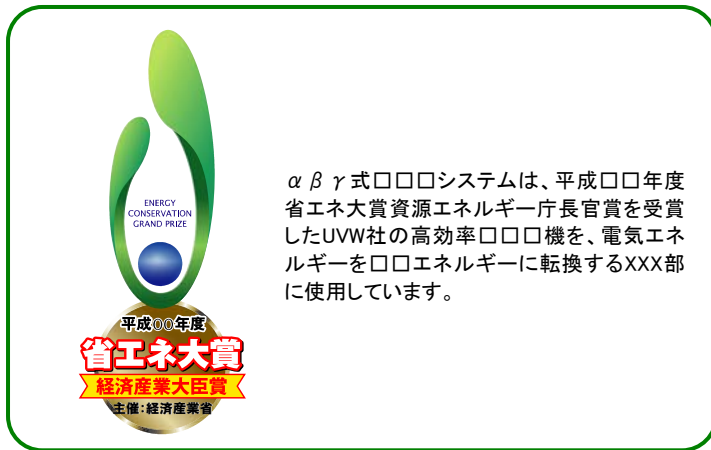
(注)  印は平成□□年度省エネ大賞経済産業大臣賞を受賞した機器です。

別図4 一覧表等における表示例



注) マーク部分のみを切り取って他製品等に貼り付けられないように工夫すること。

別図5 ラベル等による製品への表示例



別図6 要素製品の受賞表示例



別図7 第三者による表示例

「省エネ大賞」受賞マーク使用方法の追加

財団法人 省エネルギーセンター

平成 18 年 3 月 3 日

1. 省エネ大賞受賞マーク使用細則 2) 基本事項の表示 に関して、従来から別図 1 で示していた配置に加え、新たに別紙の「省エネ大賞バナーについて」に示す表示方法を追加します。
2. 本表示方法は、当面は省エネ大賞受賞マーク使用規定 11) その他 による表示方法の一つとして運用することにします。
3. 本表示方法は主としてホームページのバナー等を念頭に作成されたものですが、従来の別図 1 と同様に
 - ① カタログ、パンフレット等の受賞企業が発行する印刷物、
 - ② 雑誌等への投稿記事、
 - ③ 新聞等への広告、
 - ④ コマーシャルフィルム、
 - ⑤ ラベル等による製品への表示に使用して良いこととします。
4. 従来の別図 1 と同様に文字の着色、装飾等を施しても良いこととします。また拡大、縮小も構いません。ただし、書体やマークとの文字寸法比、配置寸法比等に変更できません。その他の事項についても従来の別図 1 と同様とします。
5. 受賞の区分は最も文字数の多い「省エネルギーセンター会長賞」が示されていますので、他の区分の場合には適宜文字間隔を調整して下さい。
6. [受賞製品名、受賞企業名記入スペース] と文字の大きさは、参考とします。受賞製品名、受賞企業名等の表示の要否は使用規定に従って下さい。表示する場合は、原則として [受賞製品名、受賞企業名記入スペース] を使用するものとしますが、同スペースに収まらない場合には改行して下(余白部)に伸ばして下さい。この場合、マークは下に伸ばさないことにします。

以上

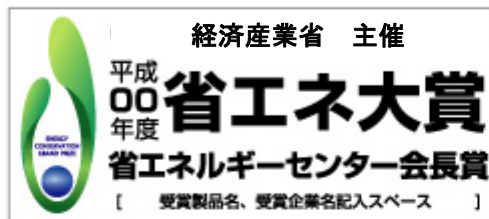
(別紙)

省エネ大賞バナーについて

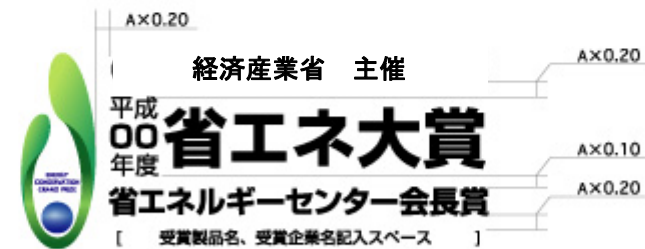
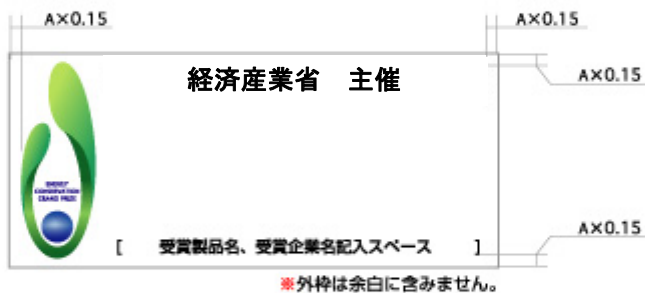
省エネ大賞バナーは、省エネマーク（横37ピクセル・縦95ピクセル）を基準値として、余白・文字サイズの設定をしています。

- ・使用書体：モリサワ OpenType 新ゴ
- ・余白：省エネマークの横幅をAと定め、横幅・縦幅を求めています。
- ・外枠：1ピクセル

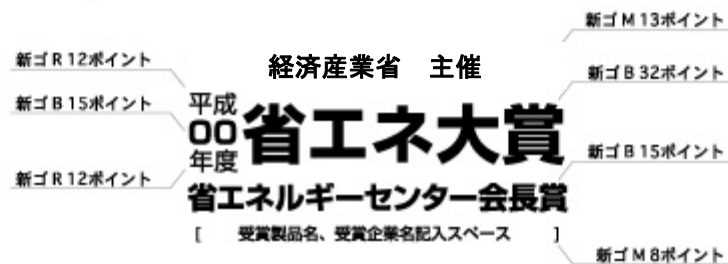
【テンプレート】



【余白について】



【文字サイズについて】



「省エネ大賞」 受賞機器・システムの表示方法等について

財団法人 省エネルギーセンター
平成19年1月16日

受賞マークの管理は、以下の使用規定に従って、受賞企業（応募窓口）が責任を以って管理して下さい。

「省エネ大賞」受賞の機器・システムであることを、カタログやCM等で広報するときは、下記のとおり実施願います。

記

- 1 表示項目（順不同）
 - ・「省エネ大賞」
 - ・受賞年度
「平成〇〇年度」
 - ・表彰されたクラス
「経済産業大臣賞」 「資源エネルギー庁長官賞」 「省エネルギーセンター会長賞」
 - ・「主催：経済産業省」
注）平成18年度以降の受賞分につきましては、主催が省エネルギーセンターではなく、“経済産業省”ですので、充分にご注意下さい。
- 2 受賞のマーク等デザインについて
当センターが別途指定するマークを使用して下さい。
- 3 表示に当たっての注意事項
別紙「省エネ大賞受賞マーク使用規定」及び「同使用細則」に従って下さい。
注）平成18年度以降の受賞分につきましては、主催：「(財)省エネルギーセンター」を「経済産業省」と置き換えてお読み下さい。
- 4 適正な表示について
公正取引委員会より、適正な表示をするように要請されていますので、一般消費者が誤認しないよう、「省エネ大賞受賞マーク使用規定」及び「同使用細則」に従い、適正な表示に努めて下さい。

<問合せ先> 財団法人 省エネルギーセンター 技術部 省エネ大賞事務局
TEL: 03-5543-3020 FAX: 03-5543-3021
E-mail: taisho2007@eccj.or.jp

以 上